

豊田市地域医療提供体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域医療提供体制強化事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域医療提供体制強化事業」とは、保健福祉との連携促進事業、病院と診療所又は診療所と診療所の連携促進事業、在宅医療の推進に資する医療機器整備事業、地域医療の向上に資する調査研究、啓発活動等の公益活動事業をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、地域医療提供体制強化事業に要する費用の一部を補助することにより、市内における地域医療提供体制の強化を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は（以下「補助事業者」という。）、一般社団法人豊田加茂医師会とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 豊田市税の滞納があるとき。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う地域医療提供体制強化事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費から除くものとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、別表に定める額を限度額とする。

(端数処理)

第8条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、この補助金を、交付の目的に従って公正かつ効果的・効率的に使用しなければならない。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書に事業計画書及び予算書を添えて、7月31日までに行わなければならない。

(交付の決定通知)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知する。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

(状況報告)

第12条 市長は、補助事業を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者に補助事業の執行状況の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業計画変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審

査し、第 11 条の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第 14 条 市長は、前条第 2 項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、補助金変更決定通知書により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第 16 条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（交付の方法）

第 17 条 補助金は、10 月末日までにその 2 分の 1 を概算払いにより交付し、実績報告完了後に、残りを交付する。

（差額の返還）

第 18 条 補助事業者は、補助対象経費の実支出額が第 16 条により確定した補助金額を下回った場合は、その差額を市長に返還しなければならない。

（検査）

第 19 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、必要書類等の検査をすることができる。

（関係書類の保存）

第 20 条 補助事業者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 21 条 補助事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）第 8 条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 補助事業者が市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

（委任）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条及び 7 条関係）

補 助 対 象 経 費

区 分	内 訳	限 度 額
1 連携促進のための会議の開催に要する経費	報償費、消耗品費等	6 0 0 万円
2 デジタル等先進技術を活用した関係機関間連携の手段確保に要する経費	賃借料、通信運搬費等	
3 調査研究に要する経費	旅費、委託費、印刷費、報償費等	
4 地域住民への健康意識啓発に要する経費	報償費、委託費、印刷費等	
5 その他補助事業の運営に要する経費	消耗品費、備品購入費等	
6 在宅医療機器の整備に要する経費	在宅医療機器購入費	2 0 0 万円